

延長保育料について

上田市 保育課

延長保育は月曜日～土曜日の所定の保育時間(保育の必要量の認定により、2通りに分かります)を越えて保育を実施するものです。利用した場合は、次のとおり延長保育料を納入していただきます。

1 利用方法

年度ごと、初めて利用される前に「延長保育利用登録申込書」を提出していただきます。

月額利用をご希望の場合は事前の申し込みが必要となります。登録時にお申し込みください。

登録内容を変更する場合には「延長保育利用時間変更申込書」を提出してください。



2 納入方法

納め忘れの心配のない、便利な口座振替での納入をお願いしています。

利用月の翌月の月末(休日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落としをさせていただきます。

3 保育時間

以下の時間を越えて利用した部分について、延長保育料がかかります。

認定区分	保育時間
保育標準時間のかた	7:30 から 18:30 まで(最長 11 時間、ただし各園の開園時間内に限ります)
保育短時間のかた	8:30 から 16:30 まで(8時間)

4 料金

区分	臨時利用	月額利用
3歳未満児	15分当たり 60円	30分当たり 1,500円/月
3歳以上児	15分当たり 40円	30分当たり 1,000円/月

※月額利用は事前の申し込みが必要です。

<減免>

下記に該当する世帯は上記料金より減免となります。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯
・・・延長保育料月額額の100分の100
- (2) 市町村民税非課税世帯
・・・延長保育料月額額の100分の50
- (3) 同一世帯の第2子以降・・・延長保育料月額額の100分の60
- (4) 同一世帯の第3子以降・・・延長保育料月額額の100分の90

※保育園児(同時通園)のみが対象となります。